

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び第167条の10の2の規定に基づき、総合評価一般競争入札の参加資格等について次のとおり公告します。

令和5年1月10日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

1 入札に付する事項

(1) 事業名称

茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備・運営事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

(3) 事業概要

本件事業は、茅ヶ崎市環境事業センターにおいて、旧ごみ焼却施設解体跡地に、粗大ごみ処理施設（以下「本件施設」という。）を設計・建設し、運営対象施設を運営・維持管理するものです。なお、本件事業で整備する本件施設は、工場棟、計量棟、駐車場、付帯施設（構内通路、門扉、植栽、その他関連する施設や設備）で構成されます。運営対象施設は、本件施設に加え、環境事業センター内の既設計量棟の計量業務を含めます。

ア 事業予定地

所在地 茅ヶ崎市萩園836番地（茅ヶ崎市環境事業センター内）

敷地面積 19,012m²

イ 施設概要

施設の種類	概要	
粗大ごみ処理施設	本件施設に搬入される受入対象物	不燃ごみ、大型ごみ、不法投棄物、可燃混載（一般持込）、災害廃棄物（非定常的に発生） なお、積載物可燃のみ（一般持込）は計量のみ行う
	主要設備	破碎設備、搬送・選別設備、貯留・搬出設備
	処理能力	27t/日

(4) 事業期間等

事業期間等は、次のとおりとします。なお、本件事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約の3つの契約をまとめて、特定事業契約とします。

事業期間 特定事業契約の本契約成立日から令和28年3月31日まで

設計・建設期間 特定事業契約の本契約成立日から令和8年3月31日まで

運営期間 令和8年4月1日から令和28年3月31日まで

(5) 事業方式

本件事業は、DBO方式により実施します。

市は、本件施設の設計・建設及び運営対象施設の運営・維持管理に係る資金を調達し、本件施設を所有します。なお、本件施設の設計・建設業務については、廃棄物処理施設整備交付金の対象事業として実施します。

落札者の構成員、協力企業及び特別目的会社（落札者の構成員の出資により、本件事業を実施する目的で出資・設立される特別目的会社、以下「運営事業者」という。）を選定事業者（以下「事業者」という。）として、市の所有となる本件施設の設計・建設及び運営対象施設の運営・

維持管理に係る本件事業を一括して行うものとしします。

市は、本件施設を30年以上にわたって使用する予定であり、事業者は30年以上の使用を前提として本業務を行うものとしします。

(6) 業務範囲

ア 事業者が行う業務範囲

事業者が行う主な業務範囲は、次のとおりとしします。

(ア) 設計・建設業務

(イ) 運営・維持管理業務

イ 市が行う業務範囲

市が行う主な業務は、次のとおりとしします。

(ア) 用地の準備

(イ) 生活環境影響調査の実施

(ウ) 受入対象物の搬入

(エ) 処理不適物等の処理・処分

(オ) 本件事業のモニタリング

(カ) 住民への対応

(キ) 施設見学者への対応

(ク) その他

(7) 予定価格及び入札書比較価格

市は、特定事業契約に関して、債務負担行為を設定しますが、入札公告以降の物価上昇によっては、3月初旬を目途に債務負担行為の設定額を見直す場合があります。

市は、上記の債務負担行為設定額を踏まえ、予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）及び入札書比較価格（予定価格に110分の100を乗じて得た価格であり、消費税及び地方消費税額を含まない。）を設定します。なお、予定価格及び入札書比較価格は、設計・建設業務、運営・維持管理業務それぞれにおいて設定します。予定価格及び入札書比較価格については、落札者決定時に公表する予定です。

(8) 低入札価格調査

設計・建設業務については、低入札価格調査制度の対象となり、茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備運営事業における建設工事低入札価格調査取扱要領に従い、調査基準価格を設定します。最優秀提案者の入札価格が調査基準価格を下回った場合には、市は、落札者の決定を保留し、調査及び審査を行った後、落札者を決定します。その際、該当者は、調査及び審査に必要な資料の提出、事情聴取等の要請に応じるものとしします。

調査及び審査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、当該最優秀提案者を落札者とはせず、失格とした上で、再度、茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）に規定する茅ヶ崎市粗大ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）にて総合評価値の算定を行い、最優秀提案者を選定します。

なお、低入札価格調査の対象となった者と契約する場合の前払金及び中間前払金は、建設工事請負契約書（案）第35条第1項中「10分の4」とあるのは「10分の2」と、同条第3項中「10分の2」とあるのは「10分の1」と読み替えるものとしします。

2 入札参加に関する条件等

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のアからケまでに掲げるとおりとしします。

ア 入札参加者は、運営事業者に出資する企業（以下「構成員」という。）と運営事業者に出資

しない企業（以下「協力企業」という。）で構成されるものとします。ただし、入札参加者は、構成員のみとすることも可能とします。なお、構成員及び協力企業（以下「構成企業」という。）は、ともに参加表明時に企業名を表明する必要があります。

イ 入札参加者の構成企業の企業数は、任意としますが、構成企業は、本件事業の実施に関して各々適切な役割を担うものとします。

ウ 入札参加者は、2(2)アの全ての要件を満たす1者を当該入札参加者を代表する代表企業として定めるものとします。代表企業は、構成員とし、運営事業者の最大の出資者（出資比率50%超）になるものとします。なお、当該代表企業が入札手続等を行うものとします。

エ 市と建設工事請負契約を締結する者は、特定建設工事共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）とし、代表企業が特定共同企業体の代表者になるものとします。また、特定共同企業体を構成する者には、市内に本店を有する企業（以下「市内企業」という。）を2者以上含むものとします。なお、市内企業は、次の(ア)から(ウ)までの要件を全て満たすものとします。

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事につき建設業の許可を受けていること。

(イ) 本件施設の建築物の建設工事に必要な監理技術者又は主任技術者の資格を有する者を専任で配置できること。

(ウ) 平成24年4月1日以降に、市の発注した建築一式工事の建設実績を元請として有すること。ただし、入札公告日現在において竣工済みの実績であること。

オ 特定共同企業体の代表者以外の企業は、運営事業者への出資については任意とします。また、運営・維持管理業務において、運営事業者から直接、運転管理業務、維持管理業務の主たる業務の委託を受けることを予定する者は、構成員となる必要があります。

カ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は認めません。ただし、落札者決定日までの間に特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではありません。

キ 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業となることは認めません。なお、このことについて、参加表明書提出以降、市がやむを得ない事情があると認めた場合の構成企業の変更についても同様とします。

ク 入札参加者の構成企業のいずれかと、財務諸表などの用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する法人は、他の入札参加者の構成企業になることはできません。

ケ 同一の入札参加者が複数の提案を行うことは、禁止します。

(2) 各業務を行う者の要件

入札参加者の構成企業は、次のアからエまでの要件を満たす企業で構成すること。

なお、当該要件に示す実績は、入札公告の時点とし、アからエまでの要件のうち複数の要件を満たす者は、当該複数の業務に当たる者を兼ねることが可能です。

ア 本件施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

本件施設のプラント設備の設計・建設を行う代表企業は、次の要件を全て満たすこと。

(ア) 建設業法第3条第1項の規定による清掃施設工事業につき特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 本件施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。

(ウ) 参加表明書の提出期限日において、市の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の清掃施設工事に係る総合評定値が960点以上であること。

(エ) 平成24年4月1日以降に、地方公共団体発注の一般廃棄物を対象とした高速回転式破砕機を有する破砕処理施設の設計・建設工事の受注実績を元請として複数件有すること。

イ 本件施設の建築物の設計を行う者の要件

本件施設の建築物の設計を行う構成企業のうち、少なくとも1者は、次の要件を全て満たすこと。

(ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(イ) 平成24年4月1日以降に、地方公共団体発注の一般廃棄物を対象とした高速回転式破砕機を有する破砕処理施設の建築物に係る設計の実績を有すること。

ウ 本件施設の建築物の建設を行う者の要件

本件施設の建築物の建設を行う者は、構成企業のうち市内企業のみ又は市内企業と代表企業により構成されるものとし、少なくとも1者は、次の要件を全て満たすこと。

(ア) 建設業法第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 本件施設の建築物の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。

(ウ) 参加表明書の提出期限日において、市の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の建築一式工事に係る総合評定値が960点以上であること。

(エ) 平成24年4月1日以降に、国又は地方公共団体の発注した建築一式工事の建設実績を元請として有すること。ただし、入札公告日現在において竣工済みの実績であること。

エ 運営対象施設の運営・維持管理を行う者の要件

運営対象施設の運営・維持管理を行う構成員のうち、少なくとも1者は、次の要件を全て満たすこと。

(ア) 地方公共団体発注の一般廃棄物を対象とした高速回転式破砕機を有する破砕処理施設に係る1年以上の運転管理業務実績を有すること。

(イ) 運営事業者は、本件事業の現場総括責任者として、破砕・リサイクル施設の廃棄物処理施設技術管理者の資格を有する者を配置できること。なお、一般廃棄物を対象とした破砕処理施設の現場総括責任者としての経験を有する者を本件事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後2年間以上配置できること。

(3) 構成企業の制限

次のアからスまでのいずれかに該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ かながわ電子入札共同システム令和3、4年度競争入札参加資格認定において当該構成企業が担う業務に必要な営業種目につき茅ヶ崎市長から認定を受けていない者

ウ 茅ヶ崎市指名停止等措置基準に基づく指名停止等の措置を受けている者

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

オ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）

キ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされた場合を除く。）

ク 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者

ケ 清算中の株式会社である民間事業者で、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされた者

コ 国税又は地方税を滞納している者

サ 市が本件事業に係る発注支援業務を委託している者及び提携関係にある者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者

なお、資本面において関連のある者とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、人事面において関連のある者とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいいます。

本件事業に関し、市が本件事業に係る発注支援業務を委託している者及び提携関係にある者は、次のとおりです。

株式会社エイト日本技術開発
豊原総合法律事務所

シ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人又は代理人として使用していると認められるとき。

ス 個人にあつては茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年条例第5号）第2条に規定する暴力団員であると認められるときとし、法人にあつては暴力団経営支配法人であると認められるとき。

(4) 参加資格審査

ア 参加資格審査基準日は、参加資格審査申請書受付最終日とします。この場合において、各証明書類の有効期間は、参加資格審査基準日から起算して3か月以内とします。

イ 参加資格審査基準日の翌日から入札提出書類提出日までの間に入札参加者の構成企業が参加資格を欠いた場合、当該入札参加者は、入札に参加できません。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格を欠いた場合で、当該入札参加者が、参加資格を欠いた構成企業に代わって参加資格を有する構成企業を補充し、市が行う参加資格の確認により、参加資格を有することが認められたときは、入札に参加できるものとします。なお、この場合の補充する構成企業の参加資格に係る参加資格審査基準日は、当初の構成企業が参加資格を欠いた日とします。

ウ 入札提出書類提出日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成企業が参加資格要件を欠いた場合、市は、当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外します。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格を欠いた場合で、市と協議の上、市がやむを得ない事情であると判断したときは、この限りではありません。

エ 落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成企業が参加資格を欠いた場合、市は、落札者と特定事業契約について、仮契約を締結せず、又は本契約として成立させない場合があります。この場合において、市は、落札者に対して一切の費用負担を負わないものとします。

(5) 運営事業者の設立に関する要件

ア 落札者は、特定事業契約の仮契約締結までに、本件事業の運営・維持管理業務を実施することのみを目的とした運営事業者を設立すること。また、運営事業者は、会社法に規定される株式会社とし、市内に本店を置くこと。なお、運営事業者の本店所在地については、運営期間に

限り、無償で本件施設内に設置することを認めるものとします。

イ 運営事業者への出資は、落札者の構成員全員によるものとし、落札者の構成員以外の者の出資は認めないものとします。また、構成員のうち、代表企業の出資比率は50%を超えるものとし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて50%を超えるものとする

ウ 全ての出資者は、特定事業契約が終了するまで運営事業者の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わない

(6) 共同企業体の設立に関する要件

ア 特定共同企業体の結成方法は、自主結成とします。

イ 特定共同企業体の形態（共同施工方式・分担施工方式）は、任意とします。

ウ 代表者の出資比率は、構成する者のうち、最大の出資比率であること。なお、共同施工方式における出資比率の最小限度基準は20%以上とします。

エ 本件事業の入札に参加するに当たり建設事業者は、参加表明までに特定共同企業体協定書を作成し、提出すること。

オ 市と契約を締結した特定共同企業体の有効期間は、当該工事の完成後3ヶ月を経過した日までとします。ただし、当該有効期間満了後であっても、当該工事につき契約不適合責任がある場合には、各構成員は、連帯してその責を負うものとします。

3 入札に必要な書類を示す日時及び場所

(1) 入札公告及び入札説明書等の公表

市は、令和5年1月10日（火）に入札公告し、同日から入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営・維持管理業務委託契約書（案）（以下「入札説明書等」という。）を市ホームページにおいて公表します。

4 入札参加資格の確認

(1) 参加資格審査申請書類の提出

入札参加希望者は、次により参加資格審査の申請を行うものとします。期限までに参加資格審査申請書類を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができません。

ア 提出書類

「入札説明書 第6 提出書類」に示すとおりとします。

イ 提出方法

持参によるものとし、郵送等は認めません。

なお、提出に際しては、12 事務局に電話にて事前連絡をしてください。

ウ 受付場所

12 事務局

エ 受付期間

令和5年2月7日（火）から令和5年2月13日（月）まで

開庁日（土曜日を除く。）の8時30分から17時まで（12時から13時までを除く。）

(2) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果は、参加資格審査申請を行った入札参加希望者の代表企業に対して、令和5年2月20日（月）付（予定）で郵送により通知します。

なお、この段階では、入札参加者の企業名及び企業数等については公表せず、審査講評公表時

に公表します。

(3) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格審査結果の通知により、参加資格がないと認められた入札参加希望者は、市に対して、参加資格がないと認めた理由を問う書面（様式自由。ただし、代表企業の代表者印を要します。）を提出することにより、説明を求めることができます。

市は、説明を求められたときは、説明を求めた入札参加希望者の代表企業に対して、速やかに郵送により書面にて回答します。

ア 受付期限

令和5年2月20日（月）から令和5年2月22日（水）17時まで

イ 提出方法

持参によるものとし、郵送等は認めません。

提出時間は、開庁日の8時30分から17時まで（土曜日及び12時から13時までを除く。）とします。

ウ 提出場所

12 事務局

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札提出書類の提出

入札参加者の代表企業は、「入札説明書 第6 提出書類」に示す入札提出書類を次のとおり提出してください。

ア 受付日時

令和5年3月20日（月）

8時30分から17時まで（12時から13時までを除く。）

イ 提出方法

持参によるものとし、郵送等は認めません。

なお、提出に際しては、12 事務局に電話にて連絡し、事前予約をしてください。

ウ 提出場所

12 事務局

(2) 提案書に関するヒアリング

委員会は、入札参加者に対し、次のとおりヒアリングを行います。

なお、日時や場所等の詳細を決定次第、各入札参加者の代表企業に市より通知します。

ア 開催日時（予定）

令和5年5月下旬（予定）

イ 実施方法

ヒアリングは入札参加者毎に行い、時間は、1入札参加者につき90分程度（入札参加者によるプレゼンテーション30分、質疑応答60分）を想定します。

(3) 開札

入札書の開札は、市において次のとおり行います。なお、日時や場所等の詳細を決定次第、各入札参加者の代表企業に市より通知します。

ア 日時

令和5年5月下旬（予定）

イ 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち会わせて行います。立会いを行う者は、各入札参加者で1名とします。また、代理人が開札に立ち会う場合、委任状（開札の立会い）を当日持参するものとします。

ウ 入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない市職員を立ち会わせて行います。

エ 会場には、入札参加者、その代理人又はウの市職員及び入札事務に関係のある市職員（以下「入札関係職員」という。）以外の者は、入場することができません。

オ 入札参加者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、会場に入場することができません。

カ 入札参加者又はその代理人が会場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示する必要があります。

キ 入札参加者又はその代理人は、入札関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、会場を退場することができません。

ク 会場において、次のいずれかに該当する者は、当該会場から退去していただきます。

(ア) 公正な執行を妨げようとした者

(イ) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者

ケ 開札においては、入札価格が予定価格の範囲内であるか否かの確認を行います。

6 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金

入札参加者は、入札価格の100分の5以上の額の入札保証金を入札前までに市に納付する必要があります。ただし、入札保証金の減免については、茅ヶ崎市契約規則（昭和47年茅ヶ崎市規則第15号）第5条の規定によります。

7 契約保証金に関する事項

(1) 契約保証金

ア 設計・建設業務における保証

建設事業者は、本契約成立日までに、建設工事請負契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付すものとします。保証金額は、契約金額の100分の30以上の額とします。

イ 運営・維持管理業務における保証

運営事業者は、業務委託契約に定める各事業年度の契約金額の100分の10以上の額を運営期間における各事業年度に関し、当該事業年度の開始日までに、契約保証金として納付するものとします。

なお、契約保証金の納付に代えることができる担保については、運営・維持管理業務委託契約書（案）を参照してください。

8 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

本件事業は、設計・建設段階から運営段階までの各業務を通じて、事業者に効率的かつ効果的なサービスの提供を求めるものです。したがって、落札者の決定方法については、入札価格のほか、設計・建設及び運営・維持管理の提案内容、市の要求水準との適合性、事業計画の妥当性、確実性等の各面から総合的に評価する総合評価一般競争入札方式を採用します。

予定価格の制限の範囲内で、入札説明書等で規定する性能等の要求水準を満たしている提案をした入札参加者の中から、前述の方式をもって落札者を決定します。

落札者決定に当たっての基準等は、落札者決定基準によります。

(2) 提案書の審査

入札参加者から提出された提案書は、委員会において審査を行い、最優秀提案者を選定します。なお、委員会の委員は、落札者決定後に公表します。

(3) 落札者の決定
委員会による最優秀提案者選定結果を踏まえて、市が落札者を決定します。

(4) 入札結果の通知及び公表
入札結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、市ホームページにおいて公表します。

9 契約手続等

(1) 基本協定の締結等

市と落札者は、契約の締結に関して、双方合意のもと、速やかに基本協定を締結するとともに、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）及び運営・維持管理業務委託契約書（案）に基づき契約手続を進めます。

(2) 運営事業者の設立

落札者は、基本協定締結後速やかに、2(5)に規定する運営事業者を設立するものとします。

(3) 契約の締結

市は、事業者と基本契約について、建設事業者と建設工事請負契約について、運営事業者と運営・維持管理業務委託契約についての各々の仮契約を締結します。

各々の仮契約は、建設工事請負契約について市議会の議決を得た日をもって本契約となります。

(4) 契約を締結しない場合

ア 入札参加資格の欠如

落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に、落札者の構成企業が入札参加資格を欠くこととなった場合、市は、落札者と特定事業契約について、仮契約を締結せず、又は本契約として成立させないことができます。

イ 不公正入札

落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に、本件事業に関し、落札者の構成企業が次の(ア)から(イ)までに該当する場合、市は、落札者に書面で通知することにより、特定事業契約について、仮契約を締結せず、又は本契約として成立させないことができるものとします。この場合において、落札者は、市の請求に基づき、本件事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の10分の1に相当する金額の違約金を市に支払う義務を連帯して負担するものとします。

なお、当該違約金の定めは、損害賠償額の予定ではなく、債務不履行により市が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について市が落札者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとします。この場合、落札者の損害賠償債務も連帯債務となるものとします。

(ア) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は落札者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が落札者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

(イ) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が落札者又は落札者が構成事業者である事業者団体（以下イにおいて「落札者等」という。）に対して行われたときは、落札者等に対する命令で確定したものをいい、落札者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当

該命令をいう。(ウ)において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本件事業の入札に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(ウ) 納付命令又は排除措置命令により、落札者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本件事業の入札が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が落札者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(エ) 落札者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

ウ 反社会的勢力の排除

落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、本件事業に関し、落札者の構成企業が次のいずれかに該当する場合の措置については、イと同様とします。

(ア) 茅ヶ崎市暴力団排除条例(平成23年茅ヶ崎市条例第5号)第2条第3号に定める暴力団員又は同条第4号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められるとき又は法人等(法人又は団体をいう。)が同条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められるとき。

(イ) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下「県条例」という。)第23条第1項に違反したと認められるとき。

(ウ) 県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。

(エ) 暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。

(オ) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(ア)から(エ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(カ) (ア)から(エ)までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合((オ)に該当する場合を除く。)に、市が落札者に当該契約の解除を求め、落札者がこれに従わなかったとき。

エ 留意事項

アからウまでにより特定事業契約に関し、仮契約を締結せず、又は本契約として成立させない場合、市は、落札者に対して一切の費用負担を負わないものとします。この場合、市は、委員会での総合評価値の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達したとき、随意契約により契約を締結することができます。ただし、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、当初の競争入札に付するときに定めた条件を変更することができないものとします。

10 入札参加に関する留意事項

(1) 公正な入札の確保

入札参加者は、関係法令を順守すること。

(2) 入札提出書類の差替え等の禁止

入札参加者は、提出期限後における入札書及び入札提出書類の差替え及び再提出をすることができません。

(3) 入札の延期等

市は、公正な入札を確保し得ないと認めたときは、本入札の執行を延期し、中止し、又は取り消すことができます。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、無効とします。

- ア 入札参加者の資格のない者の行った入札
- イ 入札書に記載した金額その他が不明確な入札
- ウ 同一事項に対して2通以上行った入札
- エ 他の入札人の代理人又は数人が共同して行った入札
- オ 入札書に記名押印しないで行った入札
- カ 入札保証金を所定の日時までに納付しないもの又は指定の額に達しないものを行った入札
- キ 委任状を提出しない入札代理人が行った入札
- ク その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 費用の負担

本入札に関して入札参加者が要する費用は、それぞれの入札参加者の負担とします。

1 1 落札者決定基準

別紙「落札者決定基準」のとおり

1 2 事務局

本件事業の事務局は、次のとおりです。この入札についての問合せは、事務局へご連絡ください。

事	務	局	:	茅ヶ崎市	環境部	資源循環課
			:	〒253-8686	神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号	
T	E	L	:	0467-82-1111	(内線:1222)	
電	子	メ	ー	ル	:	shigen@city.chigasaki.kanagawa.jp
ホ	ー	ム	ペ	ー	ジ	: https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/